2　（略）

（生息地等保護区の指定又はその変更の公告）

第二十条　法第三十六条第五項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　生息地等保護区の指定又はその変更の区域

二　指定又はその変更に係る生息地等保護区の名称

（削る）

三　生息地等保護区の指定又はその変更の区域の保護に関する指針の案

四　生息地等保護区の指定又はその変更の区域及び名称並びにその区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

（公聴会）

第二十一条　環境大臣は、法第三十六条第七項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2～10　（略）

（管理地区の指定又はその変更の公告）

第二十二条　第二十条の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十六条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは「管理地区」と読み替えるものとする。

（管理地区内における許可を要しない行為）

第二十五条　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ～ヲ　（略）

ワ　信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。

カ～フ　（略）

コ　宅地の擁壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

エ～ア　（略）

二　（略）

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　水又は温泉を湧出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

ト　（略）

四～十一　（略）

2　（略）

（生息地等保護区の指定の公告）

第二十条　法第三十六条第四項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項を官報に公示して行うものとする。

一　生息地等保護区の名称

二　生息地等保護区の指定の区域

三　生息地等保護区の指定に係る国内希少野生動植物種

四　生息地等保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

五　生息地等保護区の指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

（公聴会）

第二十一条　環境大臣は、法第三十六条第六項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2～10　（略）

（管理地区の指定の公告）

第二十二条　第二十条の規定は、法第三十七条第三項において準用する法第三十六条第四項の規定による公告について準用する。この場合において、「生息地等保護区」とあるのは「管理地区」と読み替えるものとする。

（管理地区内における許可を要しない行為）

第二十五条　法第三十七条第九項第二号の環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの

イ～ヲ　（略）

ワ　信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。

カ～フ　（略）

コ　宅地のよう壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。

エ～ア　（略）

二　（略）

三　鉱物を採掘し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの

イ～ホ　（略）

ヘ　水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであって周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

ト　（略）

四～十一　（略）